

午前10時30分開会

○西岡委員長 おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会します。

着座にて進行させていただきます。

本日の日程及び資料を先日、サイドブックに掲載するとともに、紙資料を希望された委員にお送りしました。区の貸与タブレットにつきましては当委員会の日程及び資料の閲覧に限り、本日より使用を許可いたします。ただし、録音及び録画機能等は使用しないようご注意ください。

本日は議案審査が2件、報告事項は保健福祉部が4件です。

この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席いただいております。ご出席ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第39号、千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小玉子ども総務課長 それでは、千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、教育委員会資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、項番1、改正理由でございます。

こども家庭庁設置法施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴いまして、子ども・子育て支援法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律並びに関係省令が改正されたことによりまして、関係する本区七つの条例について、必要な規定整備を行うものでございます。

項番2の改正内容でございます。（1）から（4）まででございます。

まず、（1）子ども・子育て支援法第19条第2項が削られまして、同法の第19条が2項建てから1項建てになっております。これに伴いまして、下記、項番3に掲げる、（3）に掲げる条例以外の中で引用する同法第19条について、所要の改正を行うものでございます。

（2）こども家庭庁が設置されまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務が厚生労働省とこども家庭庁の共管となりました。これに伴いまして、下記、項番3に掲げます（5）（6）の条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、（3）こども家庭庁が設置され、保育の内容の指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されております。これに伴いまして、下記、項番3に掲げる（2）（3）及び（4）の条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

最後の（4）でございますが、今まで申し上げてまいりましたものに掲げるもののほか、規定を整備するものでございます。

項番3の改正条例でございますが、（1）から（7）まででございます。

（1）は、千代田区保育の実施に関する条例。（2）千代田区保育施設等運営基準条例。（3）千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例。（4）千代田区立こども園条例。（5）千代田区立障害者福祉センター条例。（6）千代

田区立障害者就労支援施設条例。（7）千代田区幼稚園使用条例でございます。

項番4、新旧対照表は別添のとおりとなっておりますが、14ページにわたっておりますので、ご確認いただければと存じます。

項番5、施行期日につきましては、公布の日からとなっております。

なお、項番3の改正条例でございますけれども、（1）から（4）及び（7）につきましては子ども部の所管でございますが、（5）（6）につきましては保健福祉部の所管でございます。同一委員会、一括して、私から説明をさせていただきました。

ご説明は以上でございます。何とぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 よろしいですか。改正は、内容ではないので、じゃあ、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、以上で質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は省略してよろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第39号、千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第39号は可決すべきものと決定いたしました。

それでは、以上で議案第39号の審査を終了いたします。

次に、議案第40号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小玉子ども総務課長 それでは、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例につきまして、教育委員会資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。

項番1、改正理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴いまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法が改正されたことによりまして、関係する本区の一つの条例につきまして、必要な規定整備を行うものでございます。

項番2の改正内容でございます。

認定こども園法第3条第10項が削られまして、同条第11項が同条第10項に改められました。これに伴いまして、千代田区保育施設等運営基準条例第15条第1項第2号中で引用する認定こども園法第3条第11項を同条第10項に改めるものでございます。

項番3、新旧対照表は別添のとおりとなっております。

項番4、施行期日につきましては公布の日からとなります。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 よろしいですね。こちらも改正は内容ではないので。  
それでは、以上で質疑を終了しますが、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 省略ですね。はい。それでは、討論は省略いたします。  
これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第40号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第40号は可決すべきものと決定いたしました。

それでは、以上で議案第40号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

教育長が退席のため、暫時休憩いたします。

教育長、ありがとうございました。

○堀米教育長 どうもありがとうございました。

○西岡委員長 お疲れさまです。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○西岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

日程2、報告事項に入ります。

保健福祉部（1）指定管理者施設に関するモニタリングについて、理事者からの説明を求めます。

○清水障害者福祉課長 それでは、令和4年度における保健福祉部のモニタリングの結果をご報告させていただきます。

こちらにつきましては、初めに保健福祉部資料1-1に基づきまして、全体概要をご説明させていただきます。その後、保健福祉部各施設のモニタリングの結果を所管課長からご報告いたします。また、参考資料といたしまして、保健福祉部の指定管理施設分の事業報告概要をおつけしております。併せてご確認いただければと思います。

資料でのご説明の前に、千代田区指定管理者制度ガイドラインに記載している内容ではございますが、区の指定管理者制度を導入した経緯について、簡単にご説明いたします。

平成15年6月に地方自治法が一部改正されたことにより、公の施設に関する管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が新設されました。それまで公の施設の管理運営主体は公共団体に限定されていたものが、民間事業者やNPO法人等、幅広い団体が認められることになりました。

千代田区におきましては、平成17年度から指定管理者制度を導入し、公の施設の管理運営について、民間事業者が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応を図り、区民サービスの向上と効率的な施設運営に取り組んでいるところでございます。

モニタリングの実施につきましては、公の施設の管理の適正を期するため、地方自治法第244条の2、第10項に基づきまして、労働環境及び経営財務モニタリングを実施し

ているところでございます。

それでは、千代田区の指定管理者制度に関するモニタリング概要につきまして、保健福祉部資料1-1の資料に基づいてご説明いたします。

まず、項番1、モニタリングの全体像でございますけれども、（1）区としての責任の遂行、（2）区民・利用者の視点、（3）専門家からのアドバイスの三つの柱で構成しており、運営状況を的確に把握・評価するとともに、必要に応じて改善指導を行っているところでございます。

次に、項番2、専門家によるモニタリングでございますが、1の（3）専門家からのアドバイスとして、社会保険労務士による労働環境モニタリングと公認会計士等による経営財務モニタリングを定期的に行っているものでございます。経営財務のモニタリングにつきましては、施設の経営の状況や事業展開のあり方につきまして、利用者の声を踏まえてチェックいたします。また、労働環境モニタリングは、施設で働く従業員の労働環境をチェックするものでございます。

次に、右上、項番3でございます。労働環境・経営財務モニタリングのスケジュールでございますが、指定管理者となって1年目に労働環境モニタリングを行いまして、2年目から3年目にかけて経営財務モニタリングを実施しております。指定期間が10年の施設につきましては5年ごとのサイクルで、このモニタリングを実施しております。

各指定管理者施設のモニタリングのスケジュールは、資料の右下の表のとおりでございます。

令和4年度の保健福祉部におけるモニタリング対象施設は、障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザちよだ）、障害者福祉センター（えみふる）、高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）でございます。

続きまして、障害者福祉課所管のモニタリング結果についてご説明いたします。恐れ入りますが、保健福祉部資料1-2をご覧ください。

項番1、障害者就労支援施設指定管理者の労働環境モニタリングの概要でございます。

対象施設は千代田区立障害者就労支援施設「ジョブ・サポート・プラザちよだ」でございます。

当法人は、令和4年度から新たな指定管理者として運営しているものでございます。モニタリングの方法は、社会保険労務士による現地確認、書類審査、施設長や事務管理者などへの面接による聞き取り調査を行いまして、それぞれの課題や改善点などを提言やアドバイスとしてまとめてございます。

次に、項番2のモニタリングの流れについてご説明いたします。

現地調査や書類確認、個別の面接などを行いまして、結果を協議して確定した後、改善計画やフォローアップなどを行っております。また、モニタリングの概要は、本日の委員会での報告後、区のホームページにて公表いたします。

次に、項番3、モニタリングの視点でございますが、1点目は職員の処遇や勤務形態等、2点目は職員の身分の安定性、3点目は職員の労働環境・安全衛生、最後に4点目として外国人労働者や障害者等関係の、四つの視点からモニタリングを行っております。

モニタリングの結果につきましては、右上、項番4をご覧ください。

まず、（1）職員の処遇・勤務形態等につきまして、就業規則は概ね適正に定められて

おり、労使協定の締結・届出も問題ございませんでした。これらを従業員に配布することや職場への備え付けにより、きちんと周知することができていると評価されています。また、法定帳簿、雇用契約書、労働条件通知書は適正に作成し、交付されていると評価されています。なお、労働時間管理につきましては、客観的に確認できるものが必要との指摘を受けましたが、昨年度は入退室時刻を記録できるタイムカードを試行しており、本年4月から本格稼働してございます。

以上のことから、概ね適正な雇用管理がなされていると評価されております。

次に、（2）職員の身分の安定性でございますが、社会保険及び労働保険の手続きは適正に行われており、育児・介護休業規程の一部について、法改正への対応漏れがございましたが、本日9月28日の理事会で育児・介護休業規程改正案を審議し、改正される見込みでございます。

なお、育児休業につきましては、法を上回る3歳まで取得できるとしており、また年次有給休暇については取得しやすいと回答する従業員が多かったと評価されています。

以上のことから、職員の身分の安定性は良好と評価されております。

次に、（3）職員の労働環境・安全衛生でございますが、健康診断は適正に実施されており、所定外や休日労働は繁忙期にわずかに発生するのみで、過重労働になりにくい職場環境の形成に努めていると評価されています。また、36協定の限度時間も30時間と低く抑えており、限度時間を超過した時間外労働も発生しておりません。さらに、ハラスメント規程を整備し、ハラスメント発生防止及び万が一に備えた適切な対応体制の構築に取り組んでいるなど、職員の労働環境・安全衛生は良好であると評価されています。

次に、（4）外国労働者・障害者等関係でございますが、外国人については在留資格を確認する等、適正に管理しており、また定年基準については法を上回る年齢としており、高年齢者の長期雇用につながりやすい職場であると評価されております。

最後となりますが、項番5のモニタリング結果の活用でございます。結果につきましては事業者に通知するとともに、区ホームページに公表いたします。昨年度は利用者にとって指定管理が変わるといった環境の変化がございましたが、今回のモニタリングの結果を基に、利用者にとって安心して利用できる、よりよい環境を提供するためにも、引き続き職員が働きやすい環境づくりを行っていくよう、指定管理者に求めてまいります。

続きまして、保健福祉部資料1-3をご覧ください。こちらは障害者福祉センター指定管理者の経営・財務モニタリングの結果でございます。

項番1、経営・財務モニタリングの概要をご覧ください。対象は、千代田区立障害者福祉センター「えみふる」でございます。施設を設置した2010年から同じ指定管理者のため、14年目となります。

モニタリングの方法でございますが、専門機関に委託し、財務状況調査を中心に、施設長や事務管理者などの聞き取り調査などを行いまして、その結果の財務状況、経営状況について、それぞれの課題や改善点などを提言やアドバイスとしてまとめております。

次に、項番2のモニタリングの流れについて、簡単にご説明させていただきます。

現地調査や書類確認、個別の面接を行い、結果を協議いたしまして確定した後、改善計画やフォローアップを行っております。また、モニタリングの概要は、本日の委員会でのご報告後、区のホームページにて公表いたします。

次に、項番3の経営状況でございますが、上段は予算執行状況で、予算実績対比を3年分、掲載してございます。下段は活動状況ですが、施設の利用状況として、延べ利用者数をこちら3年分、掲載してございます。

上段の予算執行状況についてですが、事業活動収入は障害福祉サービスの報酬、その下の内受託事業収入は指定管理料及び療浴サービスなどへの区からの助成金でございます。

各年度の収入実績は予算を上回っておりますが、事業活動支出については予算を下回っております。予算と実績を比較いたしますと、令和2年度は特に人件費について予算と実績の差が大きくなっております。これは職員の退職及び雇用の動きが大きかったことにより、福祉支援員の新規雇用が難しい中、コロナ禍の影響で一層厳しい状況にあったことが一因でございます。また、事業活動については、コロナ禍で活動が制限される状況の中、計画値に対して実績が少なかったことによるものでございます。

下段、施設利用状況ですが、こちらコロナ禍の影響で平成31年度と比較しますと令和2年度は相談事業以外の全ての事業の利用が落ち込みました。相談事業については対面での相談は少なかったものの、不安な状況が続く中で、電話やメール等、対応を丁寧に行ったことにより実績が増えたものでございます。全体的な実績としては、令和3年度には回復してきておまして、後ろにつけております参考資料の事業報告概要の3ページ、4ページでご確認いただけますが、令和4年度については利用者数が前年を上回る数値となっております。

次に、項番4、提言・アドバイスでございます。

まず、（1）財務状況でございますが、コロナ禍の影響はあったものの、総合的に財務内容は良好であり、おおむね安定した運営ができていると評価されております。

こちらは（2）経営状況についても係るところでございますが、継続して安定的な経営を実現しているかを表す安定性、サービス活動を通じて収益を獲得することができているかということを表す収益性、法人の目的を達成する上で必要な支出が行われているかを表す費用合理性について、分析を行った結果、総合的に現在の財務内容は良好で、当面は良好な状況が継続されることがうかがえると評価されてございます。

提言といたしましては、施設の位置づけに記載されていますように、施設を設置している場所が、区内全域のバランスで見たときに設置場所が偏在しているため、ほかの地域に拠点を設けて事業を実施するなど、工夫することで利用者が増える可能性があり、またそこを地域の独居の認知症高齢者等が利用することでインクルーシブ社会の実現の一助となると考えられるということを、提言を頂いております。

また、施設運営といたしましては、より多くの方にご利用いただくために、区民の関心向上とさらなる利用促進を図る必要があり、継続的な取組を進めるためのアドバイスを頂いております。

内容といたしましては、記載にあります関係機関との連携や事業収支の工夫に関する七つの具体的な項目でございます。

コロナ禍で活動が制限される状況ではありますが、改めて積極的な活動を行っていく必要があるとアドバイスを頂きました。

参考資料の5ページ下に記載のとおり、地域における障害者福祉サービスを提供する拠点として、また相談支援の中核的な役割を担う基幹相談としての役割を果たすとともに、

障害をお持ちの区民が積極的に地域で活動できるよう、指定管理者に一層の事業の充実及び情報発信に取り組むよう求めてまいります。

資料1-1から1-3についてのご説明は以上でございます。

○菊池在宅支援課長 それでは、資料1-4に基づきまして、高齢者総合サポートセンターの経営・財務モニタリング結果についてご報告させていただきます。

対象は、高齢者総合サポートセンター指定管理者の千代田区社会福祉協議会です。

モニタリング方法としましては、福祉サービス第三者評価を行っている事業者による書類確認、聞き取り調査などに基づきまして、財務状況や経営分析を行いまして、それぞれの課題や改善点などについて、アドバイスを頂いております。

次に、モニタリングの流れについては先ほど説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

3番、モニタリングの視点ですが、今回は初めて都が定める社会福祉法人の経営指標に基づきまして経営・財務状況を分析させていただきました。前回の平成28年度を対象にしました経営・財務モニタリングにおきましては、主に稼働状況や単年度の収支状況を基に分析を行っておりましたが、今回、私のほうで初めて社会福祉法人に適用される経営指標に基づきまして評価を実施させていただいております。

評価の視点としました5項目がございます。

まず、1、短期の安定性について。流動比率を算出しております。こちらは流動資産を流動負債で割った比率でございます。値が高いほど短期的支払能力が高いことを意味します。この値は913.7%で、全国平均320.9%を大きく上回っており、優良でございました。

次に、2番、長期持続性について。こちらは純資産比率を算出しております。この内容は純資産を総資産で割った割合でございます。値が高いほど長期持続性が高いことを意味しております。この値は79.3%で、全国平均72.9%と、ほぼ同等の標準的値でした。また、固定長期適合率、これは固定資産を純資産と固定資産を加えた額で割った値です。値が低いほど長期持続性が高いことを意味します。この値は13.7%、全国平均83.8%から大幅に低い値で優良でございました。

次に、3番、資金繰りについて。事業活動資金収支差額率を算出しております。これは事業活動による資金収入と、資金の支出の差額を事業活動収入で割った割合で、プラスであることが望ましいとされております。この値はマイナス1.29%になっておりまして、全国平均の7.9%を下回っております。これは、コロナ禍による影響と見られまして、今後は沈静化とともに改善が見込まれることから、長期的な懸念はないものというふうに分析されております。

次に、合理性について、④です。まず、人件費比率を算出しております。これは人件費をサービス活動収益で割った割合でございます。全国平均水準に抑える必要があるというふうにされています。この値は68.47%で、全国平均66.5%とほぼ同等の水準に抑えられています。

また、事業費比率、これは事業費をサービス活動収益で割った比率でして、経営資源の事業配分割合を意味します。この割合は22.7%で、全国平均14.5%を上回っておりますが、事業目的を考慮すれば容認できる範囲であるというふうに分析されています。

さらに、事務費比率、これは事務管理経費をサービス活動収益で割った値でございます。経営資源の管理事務割合を意味します。この値は7.1%で全国平均10.1%以下に抑えられており、健全であると分析されております。

分析の最後に、⑤収益性についてです。こちらにつきましては、経常増減差額率を算出しております。これは経常的活動の資産増減額とそれ以外の活動の増減額の合計をサービス活動収益で割った比率でございます。マイナスの場合は赤字であるというふうに判断されます。こちらはマイナス2.5%となっております。全国平均の3.26%を下回っております。これもコロナによる影響と見られまして、事態の収束とともに改善が見込まれると期待されておりますが、今後注視が必要という分析でございました。

最後に、4、これらの分析に基づく提言・アドバイスです。

まず、財務状況の総評でございますが、高齢者総合サポートセンターの収入の大半が指定管理料であり、コロナ禍に伴う利用者減少による影響が少ない、また経営上も堅調な運営を行っており、資金繰りの上でも特に問題は生じていないものと分析されております。

これに基づく財務提言ですが、事業活動資金収支差額率、事業費比率、経常増減差額率について、特段の懸念材料とはなっていないものの、コロナ禍の影響が見られ、今後の動向を注視していく必要があるということ。また、法人には引き続き高齢者に対して必要性の高い事業を展開しつつ、コスト削減を図っていく必要があるというようなアドバイスを頂いております。

最後に、指定管理料に係る課題並びに提言を頂いております。

第1に、職員に対する聞き取りアンケートなどから、経営全般に対する理解度などは高いものの、部門間の相互の理解に改善の余地があるというふうに考えられるため、今後はさらに部門間の相互理解に努めるべきというアドバイス。

第2に、利用者アンケートなどの分析から、閉じこもりがちな高齢者の掘り起こしや利用者の地域偏在の解消が課題として考えられるため、高齢者の多くが不得意とするIT機器操作研修事業などの効果的な実施などを、アドバイスとして頂いております。

これらにつきましては、社会福祉協議会と課題を共有しております。今後の効果的な事業展開により課題を解決するよう、指導監督をまいります。

長くなりましたが、ご説明は以上です。

○清水障害者福祉課長 申し訳ございません。私のほうから、障害者福祉課長からご説明した参考資料のページに誤りがございましたので、ご報告させていただきます。

ジョブ・サポート・プラザちよだの参考資料のご説明の中で、2ページと申し上げましたが、こちらを5ページに訂正させていただきます。

あと、えみふるの参考資料の中で、障害者福祉センター（えみふる）のご説明で、5ページと申し上げたものにつきましては3ページの誤りでございます。よろしく願いいたします。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 モニタリングのシステム自体に全く問題がないというか、非常によくできているなと感心いたしました。

一つ、懸念を持ったというのは、資料1-4ですかね、部門間の関係が薄いといえますか、他部門に関する理解があまり行っていないというところ。これはモニタリングの、こ



のやり方を取ると、どうしても自分の部署でしっかりやるというか、持分を果たすというところに特化されていくもので、ほかの部門に対する興味とか、あるいは自分が持っているものを広げるクリエイティビティーというものが恐らく阻害されていくんだろうと思います。

例えば図書館が分かりやすいと思うんですが、図書館の競争力というのは、ここの区の図書館はよくできている、例えば勉強がしやすいとか、本がたくさん借りられるとか、そういう競争力というのがあると思うんですね。選ばれる区政という観点から、もう、はっきり言いますと、港区の図書館はいいとか千代田区の図書館はよくないみたいな話って、私、ちょっと最近よく聞くものですから。

このモニタリングのやり方というのを見てよく分かったんですが、その人が充実した仕事をやるとか多様性に気を配っているとか、そういうところは目を配られていると思うんですが、その人が新しいアイデアを出すとか、あるいはほかの部門の話なんだけどもこういうことをやりたいみたいな、自分のやっているものを広げるというクリエイティビティーのところが、これだと弱まるなというところがあるものですから、そこを非常に懸念しております。そこをもしかしたら改善できないかなというふうに、ちょっと、今お話を聞いて思ったものですから、もしその辺でお考えがあるならお聞かせください。

○菊池在宅支援課長 資料1-4の関係で申し上げますと、職員アンケートの実施結果の内容に基づきまして、部門間の協力が必要であるというようなご提言を頂いております。職員アンケートの実施方法についてなんですけども、令和5年3月に職員12名に対しまして聞き取り調査という形で事業者が行っております。

経営全般について集計をさせていただいております、「職員に社会福祉協議会のビジョンや基本方針などが周知されていると思いますか」といったような問いかけに対して、91.7%は、「そう思う」というふうに肯定的に答えられております。また一方で、職員と組織の能力向上について伺っております、これは問いかけとしまして、「学びとチームワークの促進に取り組んでいると思いますか」というような内容のご質問がありまして、これについては、「そうは思わない」というふうにお答えされている職員が41%ございました。ですので、こういった部門間の課題の共有を進めまして、さらなるチームワークの向上というものが必要ではないかというような分析でございます。我々もそういったところで支援をさせていただきたいと思っております。

○白川委員 ありがとうございます。非常によく分かりました。もし欠けているものがあるとすれば、私はちょっと素人に近いのでおこがましいと思うんですが、一つの目標というものをやっぱり設定すべきだと思います。もう私は、千代田区というのは日本一の自治体になるべきだと考えておりますので、例えば港区にサービスは負けないとか、そういう個々のやる気を引き出すというときに一つの目標ですね、要するにちょっと競争みたいなものが入れないかなというふうに思います。要するに、日本一の自治体になるんだという、サービスで日本一の自治体になるんだみたいな、ごく単純な目標を与えて、そのためには個々は何をすべきかというのを考えてもらうといったような、モチベーションを上げる簡単な言葉というのがあるといいかなというふうに思いました。あとは、たとえ失敗しても新しいアイデアを出した人は評価するという、積極的に評価するという、ちょっとそれは公共の話とは少し違って、ちょっと民間が入るかもしれないが、あえてそういっ

た民間の発想、競争というのを入れていいのかなというふうに思います。

基本的にはこのモニタリングシステムに関して不満はありませんが、何かそういうものが入れられないかというふうに考えます。いかがでしょうか。

○菊池在宅支援課長 委員ご指摘のとおり、千代田区は様々な地域資源を豊富に持っています。他区にはない中央官庁、経済の集積地がございます。また、神田にあります様々な特色のある商店街等もございます。こういった地域資源を生かした形での組織目標というものを立てて、業務を推進していくべきだというふうに私も思います。

また、そういった目標の中で職員個々の自主性を育成するというところで、これは正しい評価を与えて職員の意欲を高めるということも必要だと思しますので、こういった職員の評価制度につきましても積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○西岡委員長 よろしいですか。

○白川委員 はい。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 モニタリングのシステムについて、ちょっと教えてください。

10年の指定管理の場合は5年ごとに実施ということなんですけれども、5年ごとというのは区の全体的なもので決められていることなんでしょうか。確認をお願いします。

○清水障害者福祉課長 こちらは千代田区指定管理者制度ガイドラインで決めているものでございますので、区全体で決めているものでございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。

区のガイドラインなのでというところに準ずるしかないのかなというのはあるんですけども、施設の中では独自に毎年確認しているとか、そういったところは把握していますか。独自の、自分たちの業務が健全かどうかを確認しているかどうか、分かりますでしょうか。

○清水障害者福祉課長 参考資料としておつけした事業報告ですね、その中で事業者による自己評価ですとか、そういったところは施設ごとに毎年確認して評価しているものでございます。

○はまもり委員 はい。ありがとうございます。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 このモニタリングは、やっぱりいろいろ、この今の現状をしっかりと把握をして、それに伴って、どう問題点が出たら、それをどう改善するかというところがすごい重要だと思うんですけども、この資料の中でも、資料1-1でも改善については取組状況の確認ということで書いてあるんですけども、区としては例えば、出た問題に関して改善状況というのはどういうふうに確認をされているのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。例えばこれまでに改善してくださいみたいな、そういうのがあるのかとか、それは例えば次のモニタリングまでに改善するようにとか、なっているのか。それをちょっとお聞かせください。

○清水障害者福祉課長 こちらのモニタリングで出た課題や指摘事項でございますが、その都度、施設側に是正を促し、アドバイスをしているというところと、あと、すぐに対応できないところについては、その改善に向けてどういう計画でやっていくかというところを確認しております。

○えごし委員 ありがとうございます。

改善計画も立ててもらってというのも先ほどお聞きして、話の中でも、こういう改善をされたという話もありましたけれども、例えばこれ、どのくらい改善できたかとか、何かそういう、達成率的な部分ではないですけど、そういうものはこれまで確認されていたりというのはあるんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 改善計画の中で、いつ頃実施予定であるとか実施済みであるとか、そういったところを具体的に記載していただいて、内容については確認しております。

○えごし委員 ありがとうございます。

例えば、えみふるとかも14年間、ほかのところも、もう何度も、5年に一度、こういう形でモニタリングをしていただいていると思うんですけども、やっぱり前回のモニタリングまでにできた改善点、これが例えばまた次のところでも出てきていないかとか、多分そういう形で、これまで出てきた問題点がどう改善されているかというのをしっかりまとめてやっていただければ、さらに今後、同じ問題点が出てきたら、これはおかしいよねという話でありますとか、もう少し、もっと違う改善方法をしたほうがいいんじゃないかとか、そういうアドバイスもしていけると思うんですが、そういう形はできているんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 具体的な指摘事項につきましては必ず改善して、それ以降、実施というところを進めていると認識してございます。周知の工夫ですとか、これから努力していくように、こういう方向でやっていくのが望ましいというようなものについては、引き続き、そこのところは継続して実施している状況と認識してございます。前回の指摘事項が再度、次のときにモニタリングの中で指摘がないかということについても確認し、前回は指摘されたものであれば、なおさらそこはきちんと対応していくよう努めていきたいと思っております。

○えごし委員 ぜひお願いしたいと思っております。モニタリングして、その後どう改善されたか、すごい大事だと思っておりますので、例えばどう改善されたかというのを、まとまったものがあつたりとか、先ほど言った、どれほど改善できたかという、そういうのがまとまったものがあればすごいいいなと。しっかりまとめて把握していただければ、それはいいんですけれども、また可視的にも、そういう見えるものがあればいいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○清水障害者福祉課長 えごし委員のご指摘のとおり、やはり指摘されている傾向ですとか、そういったところが今後きちんと改善されるということが必要だと思っておりますので、そのところも含めて、モニタリングに限らず、毎年そのところをしっかりと、区のほうでも管理していきたいと思っております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 今回のモニタリング、「ジョブ・サポ」と「えみふる」と「かがやき」ということですが、労働環境と経済状況、このモニタリングということではありますが、一つ、労働環境は非常に大事な視点でありますけれども、いま一つ、やっぱり、特にジョブ・サポートちよだ、障害者就労支援施設等では、利用者がいかに利用しやすいか、こういった視点も非常に大事だと思うんですけども、例えば労働環境のモニタリングで、まあ、労働環境が中心になるんでしょうけれども、例えば障害を持つ方が相談しやすい体制かどうか、あと、障害者の方々が利用についてどう思っているのかというのは、このモニタリ

ングではそうした視点というのはあるんですか。

○清水障害者福祉課長 こちらのモニタリングでは第三者機関により利用者アンケート等も確認しながらやっているところでございます。

ジョブ・サポート・プラザちよだにつきましては満足度は非常に高く、19名のうち18名が満足しているというような結果を頂いております。特に満足度が高い点といたしましては、困ったときに職員が助けてくれるとか、言葉遣いや態度、服装などが適切であったり、利用者の気持ちを大切にしながら対応してくれているということが、非常に満足度が高いという結果になっております。

○牛尾委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

次に、障害者福祉センターえみふるですけれども、先ほど人員のところ、なかなか福祉の人員が不足しているというようなことをおっしゃいましたけれども、これについてはサービスに影響するとか、そうしたことは懸念されないんですか。

○清水障害者福祉課長 そのところはやはり非常に大きな部分だと、区のほうでも認識してございます。退職者が多かったというところでございますが、今現在、正規職員の雇用というのが非常に難しい状況でございます、派遣職員の入れ替わりが多かったというところでございます。常勤職員は継続して勤務している状況でございますので、その中でしっかり区民の対応をしているところでございます。

○牛尾委員 そちら辺しっかり取り組んでいただきたいと思います。

あともう一つ、高サポですけれども、かがやきプラザの活動において、収入の大半は指定管理料の収入だというお話がありました。そうしたさなかで、事業の収益性がマイナスだけれども問題がないということもありましたけれども、活動の収入の大半が指定管理料の収入ということであるならばね、この収益性のモニタリングというのがマイナス、プラスと判断する意味といいますかね、そういうのはどうなんだろうかと思うんですけど、いかがですか。

○菊池在宅支援課長 社会福祉法人について、財源は主に、厚労省では三つ示されております。

まず一つは、福祉施設などを運営することによって得られる社会福祉事業の収入。これは、千代田区では社会福祉協議会がそういった施設を運営しておりませんので、そういう収入はありません。また、二つ目が、不動産収入ですとか公共的な売店収入などから得られる収入。これも、千代田区の場合は不動産収入はほとんどありませんので、ここから得られる収入もありません。三つ目が本体なんですけども、介護予防事業ですとか食事支援などから得られる、本来の社会福祉法人としての公益事業収入。こういったものからなされるものとされています。

ですので、千代田区の場合は、この三つ目の公益事業収入しかないという、収入形態としては非常に脆弱なものがあるということをご理解いただきたいと思います。

一方、厚労省のほうで、平成28年度に社会福祉法人改革というのをやっております、これは、平成28年頃にかけて、社会福祉法人の内部留保の使い込みみたいなものが非常に社会問題化したことがあります。これに基づきまして、一定の財産を持つ社会福祉法人は社会福祉充実計画というのをつくって、財産の一部を事業に再投下するよというガイドラインを示しております。ですので、ある程度財産を持っている地域社会福祉法人と

というのは事業費をある程度投入して、いわゆる貯金を崩していく、そういった財務体系を取らざるを得ないようなガイドラインが示されております。

ですので、千代田区も当時2億円ぐらいの内部留保がありました。これを言わば公益的な事業に再投下することによって、貯金を少しずつ崩していくというようなことを実施していったものですから、そのためには、収益が上がるような事業をやっていきますと、また貯金が増えてしまう状況にはなりませんので、ここはあえて事業を活発に行うことによって、あえて少し支出の額を増やしていったというような経緯があります。

○牛尾委員 なるほど。分かりました。

○西岡委員長 はい。

ほかにありますか。

○おのぞら副委員長 資料1-4のかがやきプラザの経営・財務資料について、ちょっと伺いたいと思います。

資金繰りと収益性の指標ですね、こちら赤字になっているということで、意図的に赤字にされているということもあるとは思いますが、あくまで評価を見ますと、丸がついていると。全国平均はプラスです。ですけど、この団体については赤字にもかかわらず、丸がついている。そうすると、全体的に二重丸と丸しかつかない基準になっているんじゃないかという疑いが生じてしまうんですね。この辺りはどのように見ていらっしゃいますか。

○菊池在宅支援課長 先ほどのご答弁と重複しますが、あえて赤字を発生させるように取り組んできた経緯もありますので、そういった背景もあるということ、まず念頭に入れていただいておりますけれども、ちなみに、その全国平均で言いますとパイが増えますので、母数で割ると、結局それは平準化してしまうので、平均値としては高くなるんですが、ちょっとほかの自治体でも、この社会福祉充実計画に基づいて事業を積極的に行っている状況の団体はないかというふうにちょっと調べてみましたところ、近隣区をちょっと10区ほど調べてみたんですが、中央区と台東区が、この社会福祉充実計画に基づいて積極的に事業を展開しております。ここの団体につきまして、この事業活動、資金収支差額というのを調べてみましたら、中央区は僅か0.9%のプラスでした。一方、台東区につきましてはマイナス3.2%というふうに、やはりこういった社会福祉充実計画に基づいて積極的に事業展開をしてきたというような傾向が表れまして、こういったガイドラインに基づいて事業を展開している社会福祉法人につきましては、同様の傾向が見られるのかなというふうに私は考えております。

○おのぞら副委員長 このモニタリングをされたのは公認会計士等というふうに書いてありまして、事業者も選定されて、これをお願いしたかと思うんですけども、やっぱり施設によって、その事業者もモニタリング業者も違うと思うんですね。で、その業者によって、その評価の甘さ、その辺の基準というのは確認されているんでしょうか。甘さというか、しっかりとした基準を持って、ある程度の統一、各モニタリング事業者間で、その評価の仕方がある程度統一されているのでしょうか。

○菊池在宅支援課長 本来、委員のご専門分野である財務諸表の分析というものについては、中小企業診断士ですとか公認会計士といったところの方が実施するべき部分だと思います。ただし、今回実施させていただきましたのは社会福祉法人ということで、やはり公

共性、公益性みたいなところが勘案されなければいけないということで、厚労省のほうで、こういった第三者評価を行う団体というものを認定しております。今回、その認定団体をお願いをして、評価をさせていただいております。

で、この認定団体として認められるためには、この評価者研修というものを受講しまして、定期的にこの社会状況ですとか制度の中身というものをアップデートしなければならない、定期的に資格を更新しなければならないというような、いわゆる会計士的な側面と社会情勢的な側面の両方を兼ね備えた評価ができる団体として、第三者機関として認証されることが必要になっています。そういった団体から、我々としては評価を頂いているところです。

で、その認証団体には、当然ですけれども、中小企業診断士の方ですとか会計士の方、税理士の方もいらっしゃいます。また、社会福祉法人のこちらはモニタリングですので、医学博士の方ですとか社会福祉士、また、社会保険労務士の方、様々な方がチームを組んで、こういった社会福祉団体のモニタリング、財務諸表の分析というのをさせていただいているところです。ですので、私どもとしては、そういった第三者機関として公に認められた機関をお願いしているというような認識でございます。

○おのでもら副委員長 今回、えみふるとかがやきプラザ、二つともモニタリングをお示しいただいているんですけども、この二つを比較すると、やっぱりかがやきプラザのほうが見やすい、その全国平均と比べて、丸がついたり二重丸、その評価基準はどうであれ、こういう指標で、全国レベルと比べてこう違うんだよというのは一目で分かるような形なんですね。ですので、恐らく比較がしやすい、その施設間での比較もしやすいと、より課題も洗い出しやすいと思うんですね。

で、令和5年度を見ると4施設が今回経営モニタリングで入ってくると、これも、もうお願いしているのかもしれないですけど、事業者にも、ある程度こういう統一感を持ってというか、その報告の統一感ですが、報告のフォーマットであるとか、比較している全国平均、こういったものと比較して、マル・バツがついているとか、そういうのが分かりやすいほうがいいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 委員のおっしゃるとおり、こちら、特に様式、こういった形で報告概要をまとめるか、こういった表現でというところが決まっているものではないところから、様々な記載の方法ですね、報告の内容になっております。そのこのところを区のほうで、やはり統一するかどうかというところは検討が必要かと思えますけれども、ただ、おっしゃるとおり分かりやすい資料を作成するというところは必要なと考えておりますので、今年度、障害者福祉課、ジョブ・サポート・プラザちよだの経営モニタリングを実施しておりますので、その中では、分かりやすい報告書の作成に努めてまいりたいと思えます。

○菊池在宅支援課長 委員ご指摘のとおり、ちょっと私のほうで初めて、こういった財務諸表による分析をさせていただいたので、ちょっと浮いてしまったのかなという感じはするんですが、委員ご指摘のように、区民の皆さんに分かりやすい資料づくりというのは当然必要になるかと思えます。こういった内容が皆様にとって分かりやすいかということについては、庁内で検討させていただきまして、さらに工夫を重ねてまいりたいと思えます。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○池田委員 何点かお願いいたします。

まずは、かがやきプラザについてなんですけれども、これ、評価結果なのでそのまま受け止めさせていただきませうけれども、今年度が、経営財務モニタリングで昨年度が労働環境モニタリングをしていると思います。今回の結果で、今、先ほど牛尾委員の質問の答弁の中でも、やはりこういう社会福祉法人は、経営状態は、あまり収支を上げてはいけないうようなところで、いろんな事業を展開しているというのは、もう承知しているんですけれども、職員の皆さん、やっぱり多岐にわたって、土日もかかわらず、いろいろ活動されている方が多いんですけれども、昨年、やっぱり36協定ですとか、いろいろ、職員の方の労働も含めて、しっかりと見ていただかないとということの指摘はあったと思うんですけれども、一年を振り返りながら、今、所管ではどのように把握されていますか。

○菊池在宅支援課長 職員のアンケートから導き出される内容ですが、自由意見として、高齢者にとって非常に自由度の高い施設で、そういったところで働ける喜びというのは大変感じているという職員は多くいらっしゃいます。

また一方で、委員ご指摘の懸念材料にはなるかと思うんですが、やはり職員の中には、お客様から暴言ですとかハラスメントとかを受けることがあって、ちょっと立場が不安定になることもあるので、そこら辺についても努力していただきたいというような自由意見もございましたので、そういった部分について、改善できないかということについては、我々所管としても、きちっと指導監督をしてみたいと思っています。

○池田委員 はい。よろしくをお願いいたします。

それと、もう一点なんですけれども、えみふるさんと、今回、ジョブ・サポート・ちよださんについて、ジョブ・サポート・ちよだは、事業者が昨年から替わりました。で、利用者の意見も含めてここで確認ができるといいんですけれども、19分の18の皆さんが満足しているという、先ほどの回答は、これは職員の皆さんなのか利用者の方なのか、もう一回確認させていただきたいんですが、職員の入れ替わりというのがきつとあったと思うんですけれども、その辺りの現状はいかがなんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 先ほど申し上げましたアンケートの結果というのは、利用者のアンケートの結果でございます。昨年度、法人が替わりまして職員も替わりましたが、前の法人から引き続き残っている職員もおりますし、あと、引継ぎを前年度にしっかり行いまして、4年度は初年度ということで、あまり変化がないように職員側も非常に気をつけて対応していたというところでございます。ただ、以前の法人に比べますと、外へ出る地域での活動というのを非常に大事に考えているところでございますので、かなり外での活動が増えたというところで、保護者の方々も大変満足といたしますか、非常にそれはいいというような評価を頂いております。

○池田委員 そのところで、ジョブ・サポート・ちよだは、今、外に出る活動が増えているというところで、同じ事業者がえみふるで、今、武蔵野会さんがやっていたらと思います。そこの連携というのは、今後どのように強化していくのかということのお考えがあれば、お示しください。

○清水障害者福祉課長 池田委員のおっしゃるとおり、えみふるとジョブ・サポート・プラザちよだ、同じ法人になりまして、利用者も双方、両方とも使っている利用者も多いところでございます。現在、ご本人やご家族と両方を利用しているということで、情報共有

がしやすくなった、特に、いろんな相談や要望、そういったところがスムーズに共有できているというようなことを聞いております。さらに活動ですね、外での活動については、えみふるで所持している車を、そのところ都合を調整しながら、双方で利用できているということですか、今後、合同研修、虐待ですとかコンプライアンス関係の研修も合同で実施していく予定というふうに聞いております。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 先ほどの副委員長のお話と関連するんですけども、在宅支援課長のご答弁の中で、この社会福祉法人の経営指標を見ていたという、ここ、多分いろいろと調べて、本当にこの財務状況が把握できるには、この指標を使ったほうがいいということで変えていただいたのかなというふうに思ったんですけども、その視点はすごく大事ですし、ありがたいなというふうに思って聞いておりました。ぜひ、何を指標にするのかということ自体が非常に重要だと思うので、そこはぜひ担当課内でも共有していただければなと思いました。

で、質問なんですけれども、ご答弁の中で、あえて赤字を発生するという、調整するというようなお話があって、非常に分かりやすかったんですけども、どうやって、この赤字を発生するかどうかというのを調整しているのか、ちょっとその辺を教えてください。

○西岡委員長 その前に1点いいですか、できたら、関連で入ってほしいな。

○はまもり委員 えっ。

○西岡委員長 これからは、「関連」と言って、その情報の中の……

○はまもり委員 はい。あ、すぐにですね。分かりました。

○西岡委員長 はい。質疑の中で関連があれば、関連で入ってもらえると、スムーズに運営しやすいです。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 はい。大丈夫です。今後お願いします。

はい。それでは。在宅支援課長。

○菊池在宅支援課長 まず一つ目のご指摘は、こういった財務諸表を使った分析というのは、今回は社会福祉法人に適用される指標ということで、東京都が公表している指標を使用しました。社会福祉法人以外にも、様々な法人が指定管理業務を行っていますので、全てにこういった財務指標が適用されるかということ、そういうことではないと思うんですが、皆さんに分かりやすいような指標を用いて、経過ですとか状況を説明できるような内容にはしてまいりたいと考えております。

で、その赤字を発生させるような構造をどうやって取ってきたのかというご質問なんですけれども、まず、先ほども説明いたしました社会福祉充実計画というもののの中で、社会福祉法人が、どの程度のスパンで、どの程度、いわゆる内部留保を事業に再投下していくかということについては、その法人の計画の中に裁量が委ねられています。ですから、自治体によっては3年の中でぎゅっとやってしまうところもあれば1年置きに赤字を出すような、そういった事業形態を実施しているところがあります。

千代田区の場合は、平成29年度から5年間のスパンで、一つのガイドラインとしては、この事業活動資金収支差額ですね、これがマイナス5.95%になるように、これをターゲットに定めて事業を展開してきたということがあります。で、先ほどの答弁にも重複し



ますけれども、福祉施設なども運営しておりませんし、不動産収入もない、そういった千代田区の社会福祉協議会の中では、財源を捻出するためには、こういった公益事業を積極的に行うしかない。ですので、そういった公益事業を積極的に行ってきたというような背景があります。事細かな事業がこれに該当しますということは差し控えさせていただきますが、そういった事業展開をさせていただいているという実情はございます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 ありがとうございます。詳細は分かっていないですけれども、状況としては理解できました。気になったのが、区民の方がどういうふうに見えるかなというところだったので、その調整されているといったところで問題ないということは分かったんですけども、そこをどうやって伝えていくのかという、先ほどの見せ方にも関連するのかもしれないんですけど、ちょっとそこが気になったので質問させていただきました。引き続き、分かりやすいような見え方というのはよろしくをお願いします。

○菊池在宅支援課長 委員のご指摘も踏まえて、さらに分かりやすい指標の分析、事業展開等を進めてまいります。

○西岡委員長 ほかにございますか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 このモニタリングの資料はかなりボリュームも多いので、再度委員の皆様も読み込んでいただいて、後日行われる分科会でも質疑をしていただいても構いませんので、よろしくお願いたします。

それでは、（１）指定管理者施設に関するモニタリングについて、質疑を終了いたします。

次に、（２）いきいきプラザ一番町の現状と改修計画について、理事者からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 それでは、いきいきプラザ一番町の現状と改修計画につきまして、保健福祉部資料２に基づきましてご説明させていただきます。

いきいきプラザ一番町の指定管理者につきましては、本年４月１日から、社会福祉法人カメリア会に変更となり、施設を運営しております。

初めに、項番１、指定管理者変更後の状況についてでございますが、（１）指定管理者の基本協定に基づく連絡調整会議を４月から毎月１回開催し、施設との情報共有等を行っております。また、８月には、介護保険法等に基づく運営指導を行っており、現場や書類等の確認の結果、特に指摘事項はございませんでした。

次に、区に寄せられた意見・苦情等についてでございますが、初めに、特別養護老人ホームに関することとして、介護職員の対応及び家族への連絡方法等について、４件の意見・苦情があり、これについては指定管理者に連絡の上、適切に対応し、改善するよう指導してございます。

次に、高齢者在宅サービスセンターに関することとして、給食に関して、利用者等から「品数が減った」、あるいは「美味しくなくなった」というご意見を頂きましたが、これにつきましては、給食事業者と指定管理者のほうで調整し、改善を行っております。

次に、プールやカスケードホール等の区民施設に関することにつきましては、利用者から、利用制限の解除について要望があり、本年５月８日に、新型コロナウイルス感染症が

5類に移行したということから、区民施設の利用制限を解除してございます。

次に、項番2、施設の改修についてご説明いたします。

（1）施設の状況についてでございますが、いきいきプラザ一番町は平成7年に開設し、築28年を経過してございますが、建物は新耐震基準であるため、必要な改修工事を行うことで同施設を活用することは可能となっております。ただし、空調機などの設備機器につきましては、数年以内に改修する必要があります。また、令和4年度に配管調査を行った結果、多くの配管につきましては、10年以上の継続使用が可能でございますが、数年以内に部分的な改修を要する箇所もございました。

次に、（2）改修の方向性（方針）についてでございますが、入居者や施設利用者への負担の低減を図り、移転改築（新設）ではなく、「居ながら改修工事」を行うこととし、今年度実施している改修計画策定業務の結果に基づき、短期及び長期的な改修計画を策定する予定でございます。

最後に、（3）今後のスケジュールについてでございますが、今年度、令和5年度短期及び長期的な改修計画を策定し、令和6年度から部分的な改修を開始する予定でございます。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○池田委員 最初の、1番のほうの指定管理者変更後のことについて、今ご報告がありましたけれども、区に寄せられた意見・苦情が4件というところなんですけれども、これ、4件ですか。

○小原高齢介護課長 区、高齢介護課直接に寄せられた意見としては4件ということですよ。

○池田委員 今回替わられて、それまでずっと指定管理を10年間続けてきた事業者から替わられたというところで、いろいろ利用者の方の戸惑いもあるし、家族の方もいると思います。で、4件というのは、まだ4、5、6、7ぐらい、3か月、4か月ですけれども、その程度でしたら、まだ十分改善の余地があるのかなと思います。前期の常任委員会のときでも課題にはしていましたから、そのところは注視していたんですけども、実際に所管としては、この程度なのかということ、どの程度にお考えで、今いらっしゃいますか。

○小原高齢介護課長 池田委員のご指摘のとおり、昨年度、前期の常任委員会で報告させていただいたときにも、利用者の説明会等で不安の声というのは区としても認識してございます。で、この4件という数ですけれども、私の感覚からすると、まあ、多いとも少ないとも言えないというか、ちょっと難しいと思っています。ただ、一方、直接施設に来ている苦情というのも当然あると思います。それについては、先ほどの調整会議の中で、毎回何件来たという報告は実は受けていませんが、基本的には、施設のほうで対応して、改善しているというような部分もありますので、その数は、また件数、可能であれば集計して、また次の機会に、ある程度経過した時点で、それについてもご報告させていただければと思っています。

○池田委員 恐らく、区に直接意見を述べられる方はこの程度で、実際に利用されているところの方については、事業者と直接やり取りをしているのかもしれないし、実際にその職員の方にも、いろいろ言っているところはあるやに聞いておりますので、十分そのところは酌んでいただきたいと思います。

とはいいながらも、あまり介入して、いろいろ指導するというところではないかもしれませんが、十分配慮していただきたいと思いますけれども、実際に、この3か月ぐらいたって、残られた職員の方が現状どの程度、今、皆さん勤めていらっしゃるのかというところは把握されていますかね。

○小原高齢介護課長 当初より、基準よりも配置人数というのは、カメラア会、多く配置してございます。その中で、残られた方というのは東京栄和会からという……あ、分かりました、はい。東京栄和会からの転職者につきましては15名ということで、それぞれ内訳を申し上げますと、特養の関係でございますが、介護職の常勤が3名、看護師が3名、一般通所については生活相談員が1名、介護職1名。デイにつきましては、看護職の常勤が2名、あと、事務職員として5名ということで15名の方が東京栄和会からこちらに転職しているということで、そのまま引き続き勤務しているということで聞いてございます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 今の関連なんですけれども、ちょっと、どのような意見・苦情があったのかも教えていただきたいなと思います。で、多分件数が多かったり、中には、ちょっと、こういうことをされると困るなということもあると思うんですけど、多分、大事なことから、オープンにしていって、その後どうやって対応していくかということだと思うので、問題が起こってしまうのは、特に初めの頃は多いと思うんですよね。それをどうやって解決して、信頼関係に変えてもらえるかというほうが大事なので、ぜひオープンにいただきたいなと思います。この4件については、もし簡単に分ければ、内容を教えてください。

○小原高齢介護課長 4件の内訳でございますが、特養の中で、けが等、事故等というか、施設の責任ではない中で転倒等あった場合に、その連絡体制、あるいはお亡くなりになったみとりのときに、その連絡体制が、ご家族への連絡体制がすぐにできなかった等が2件ございます。

また、あ、すみません、あとショートステイ、これも特養という形にも関連するんですけど、同じような形で特養の中での事故の連絡体制ということで、それが1件。で、もう一件が、これが、日常生活の動作情報等、入居されている方の状況を、前の法人のときには、その特養の請求書の送付時に送付していたものが、一部の区民の方から分かりづらいということがあったので、法人のほうで、それを送るのを変えたということをしたそうです。その結果、逆に、前はあったものが急遽変えてしまったので、別な意味で、ちょっとよかれと思ってやったことが逆に出了たということで、いずれにしても、職員の育成という部分で、それぞれ、先ほどの連絡体制も含めてマニュアル化等、あと、法人としても研修をするということで、先ほど来ご答弁、ご説明させていただきましたが、毎月の定例の会議等でも、区からも指導というか、こういう事故、小さい事故で済むような、小さい事故もよくないのかもしれないんですが、大きなものにならないようにということで、そこら辺は毎回、指導というか、させていただいているということでございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。ぜひ、施設に直接来たほうも把握していただけるように、今ご答弁いただいたとおり、やっぱり、その小さいところは改善していくことができますし、大きく何か事故に、本当に大事件とかになりそうなことがあれば、そこを重点的に多分指導していただけるのかなと思ったので、そこをぜひよろしく願いいたし

ます。

○小原高齢介護課長 はい、そうですね。で、高齢介護課のほうには、事業指定係という、その介護事業者に対する指導する部門がありまして、当然、私のほうの部門の下に入るんですけども、それも含めて、適宜適切に指導をさせていただくということで考えてございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私は施設の改修のほうですけども、これは、改修を行う場合、入居者の方々の生活というのはどうなるんですか、そのままですか。

○小原高齢介護課長 入居者の方については、施設の、この居ながら改修ということですけども、施設の運営を止めずに改修を行うということを考えてございます。施設内に仮の部屋をつくって、定員数や、場合によっては提供しているサービスということは縮小する可能性もあるんですけども、いずれにしても、入居されている方がほかの場所に、施設内の、移っていただいて、改修するというところでございます。

○牛尾委員 分かりました。あの建物には、その特養・ショートステイのほかに住宅がありますよね。住宅も同じ建物ですよ。だから、当然建物の状況というのは住宅も同じだと思ってしまうんですけども、住宅の部分については、どういう扱いなんでしょうか。

○小原高齢介護課長 先ほどご説明させていただいた、今年度実施している改修計画策定業務については、7階の高齢者住宅につきましても入ってございます。特養もそうですけども、住居ですので、実施するに当たっては、かなり慎重に対応するということがありますので、その計画の業務の結果を受けて、具体的に、またお示しできればというふうに思っています。7階も含めてということでございます。

○牛尾委員 分かりました。

○西岡委員長 ほかにございますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（2）いきいきプラザ一番町の現状と改修計画について、質疑を終了いたします。

次に、（3）高齢者あんしんセンター及び相談センターの運営委託事業者選定プロポーザル実施結果について、理事者からの説明を求めます。

○菊池在宅支援課長 それでは、保健福祉部資料3に基づきましてご説明いたします。

本件は、本年3月の保健福祉委員会におきまして、本件のプロポーザル選定の実施方針についてご説明させていただいたところです。その際、その後の進捗状況についても委員会にご報告するということになっておりましたので、今般、プロポーザルの選定の実施結果についてご報告をさせていただきます。

まず項番の1、プロポーザル選定を実施する経緯でございますが、高齢者あんしんセンターにつきましては「地域包括支援センター運営協議会評価部会」、相談センターにつきましては「高齢者サポートセンター評価委員会」における評価を毎年実施しております。その評価が優良であることに基づきまして、年度ごとに特命随意契約によりまして契約を進めてまいりました。しかし、長年、こうした同一事業者による運営が続いていたことから、昨年度の業者選定委員会におきまして、行政サービスの競争性、それから、選定における客観性や公平性を確保するため、改めて公募、プロポーザルによる総合的評価を実施

するという決定がなされました。このため、本年8月24日にプロポーザル委員会を開催しまして、次期の事業者を選定したものです。

次に、項番の2、プロポーザル委員会の委員についてですが、保健福祉部長を委員長としまして、その他、福祉総務課長、高齢介護課長、在宅支援課長、それから医療関係者の方、学識経験者の方、社会福祉協議会、それから麴町、神田各地域よりそれぞれ1名ずつ選任した区民の枠としまして、民生・児童委員の方に委員になっていただいております。

次に、項番の3、選定経過です。令和5年5月16日に公募を開始いたしまして、5月30日に参加申込みを締め切りいたしました。そういったところ、麴町地区、神田地区双方に1事業者ずつの応募がありました。応募者の組織体制、基本的な執行技術力などの審査の結果、適切な提案者と認められたことから、応募者に提案書の提出を求め、8月24日にプレゼンテーション審査を行いました。

その結果、評価結果としまして、評価点1,952点満点中、麴町地区の応募者は1,679点、神田地区の応募者につきましては1,638点、それぞれ100点満点に換算しますと、86点と84点を獲得しまして、採用基準として定めておりました60点以上をクリアしたことから、この2者を選定する決定をいたしました。

裏面に参りまして、項番の4の選定事業者と契約期間です。麴町地区は、社会福祉法人東京栄和会、神田地区は社会福祉法人多摩同胞会が運営委託事業者として選定されました。いずれも、現在の運営事業者と同一でございます。

契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。ただし、年度末に業務履行状況評価を行いまして、良好な場合には、令和7年度、令和8年度も契約更新できるということになっております。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 もしかすると、前回ね、委員会で報告されたかもしれませんが、特命随意契約で、これ、出発した経緯、理由、それはわかりますか。

○菊池在宅支援課長 これまで、特命随意契約で契約してきたという経緯でよろしいでしょうか。

○牛尾委員 そう、これになった理由というのは。

○菊池在宅支援課長 先ほど申し上げましたとおり、評価委員会の評価に基づきまして、その評価が優良であるということに基づいて、特命随意契約が認められてきました。

○牛尾委員 そうじゃなくって、最初から特命だったんですか、最初。

○菊池在宅支援課長 あんしんセンターにつきましては、平成18年にプロポーザル選定を実施しております。

○牛尾委員 あ、プロポーザル。

○菊池在宅支援課長 はい。で、相談センターにつきましても、平成27年にあんしんセンターと連携した事業運営が必要ということで、こちらは令和2年度まで同一法人に委託することを承認しております。

○牛尾委員 いや、私は別にこれが悪いと言っているわけじゃなくて、これまでずっと評価が高かったということで、同じ事業者をお願いをしていたと。ただ、今回、その同一事業者による運営が続いたために、客観性・公平性を担保する観点ということでプロポーザ

ルを行ったということじゃないですか。

で、この、何というかな、今までずっとよかった事業者。やっぱり、こういったあんしんセンターというのは、やっぱり人と人とのつながりですね。これによって事業者はがらっと変わっちゃうということになると、やっぱり相談されている方も戸惑いますし、やっぱりそうした配慮というのは必要だと思うんですね。それを今回、突然こういうふうにプロポーザルに変えた大きな理由というのは、長年やってきたからというのが大きな理由なのか、そこはどうなんですか。

○菊池在宅支援課長 私どもとしましては、昨年度、業者選定委員会に、同じ事業者で継続させていただきたいという申入れはさせていただきました。ただ、その業者選定委員会は、副区長を筆頭とする選定委員会でありますので、この状況を見たときに、長年続いている状況というのは、やはり信頼されている証拠ではあるけれども、区民に対しては、いろんな視点が注がれている今、いま一度ここは公正明大な形で選定を行って、事業者を選定したほうがよいのではないかといった判断がありましたので、今般、プロポーザル選定を実施させていただいたという経緯です。

○牛尾委員 その理由もよく分かります。

で、今回、1事業者しか応募がなかったということなんですけれども、これは、これまでお願いしている事業者と変わらない事業者が選定されたということによろしいですか。

○菊池在宅支援課長 はい。現在のサービスレベルに準拠した要求水準によって公募を行いました。（発言する者あり）

○西岡委員長 同じですか。

○牛尾委員 同じ事業者だね。はい、分かりました。

以上です。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 この評価結果なんですけれども、100点満点中86点、84点とそれぞれ高得点なのかなというところは把握はできるんですけれども、項目が幾つぐらいあったのか、内訳、ざっとでいいんですけれども、どんな項目、細かくはいいです、お示してください。

○菊池在宅支援課長 項目としましては、大きく分けて7項目に分けられると考えております。

まず、1番目は組織体制評価、これは基本的な事業の精通度ですとか執行力、また、技術者の配置、そういったところを評価するものです。

それから、2番目は千代田区の特性理解といったものを評価基準に入れております。

それから3番目、あんしんセンターの業務水準を満たしているか、先ほどの牛尾委員のご質問にも関連するかと思うんですが、あんしんセンターの業務水準を満たしているかどうか。

4番目に、相談センターの業務水準を満たしているかどうか。

次に、共通事項としまして、職員の育成ですとか危機管理、そういったものにきちっと努めているかどうか。

それから、6番目にコスト。

それから、7番目にプレゼンテーション評価を行いましたので、こういったところで意

欲ですとか、そういったところを評価させていただきました。

○池田委員 同じ事業所が神田も麹町もあるということで、あんしんセンターがしっかりとサポートしていただきたいと思います。

今、牛尾委員からもありましたけど、この特命随意契約ということで、裏面にもありますけど、契約期間が一応1年ですけれども、次年度以降も安定していれば続くというところで理解してよろしいんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 基本的には、そういった評価が優良であれば、特命随意契約は可能だと思っております。

○西岡委員長 ほかにございますか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（3）高齢者あんしんセンター及び相談センターの運営委託事業者選定プロポーザル実施結果について、質疑を終了いたします。

次に、（4）予防計画の策定について、理事者からの説明を求めます。

○大谷地域保健課長 予防計画の策定について、保健福祉部資料4に基づきご説明させていただきます。

まず、計画策定の背景でございます。

ご案内のとおり、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が順次施行されることとなりました。

この感染症法の改正によりまして、国が策定する感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針、あと、都道府県が策定する感染症予防のための施策の実施に関する計画、こちら、以下「予防計画」と呼ばさせていただきますが、こちらは、もともと東京都のほうは定めておりまして、そちらの記載事項を充実すること、そのほか、保健所の設置区においても予防計画を定めるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。こういった背景を踏まえまして、計画を策定することといたしました。

この策定の目的でございます。

健康危機対応への対応と同時に、健康危機発生時においても健康づくりなど地域保健対策の拠点として保健所の機能が発揮できるよう、平時から健康危機発生時に備えた計画的な体制整備を推進することを目的としてございます。

こちら、計画期間でございます。令和6年度から令和11年度の6か年ということになってございます。この感染症法の一部改正の施行が、この計画策定については令和6年の4月1日施行予定とされておりますので、今年度末中にこの計画を策定するのが、策定義務とされてございます。

四つ目です。主な策定項目については、そこに記載の8項目となっておりますが、特に、区市町村が策定していかなければいけないところは、（4）の医療体制等の確保に係る目標となっております。こちらについては、検査の実施目標であるとか、医療従事者や保健所職員等の研修、訓練の回数等の目標を定めることが、区市町村には特に課せられた課題となっております。

五つ目の策定スケジュールのほうをご覧ください。先ほどご案内しました国の「基本方針」と、東京都や東京都の感染症対策連携協議会、こちらが保健所長を含みます専門医で

あるとか、医師会であるとかという関係機関が一堂に会して協議する連携協議会、こちらの内容と、あと、それを基にして、東京都が予防計画を改定してまいります。その内容を踏まえて、一体的に策定する必要があるというところでございます。そういったことから、東京都の策定スケジュールとリンクさせていただいた形で策定していく必要がございます。こちらの策定期日につきましては、区を主体とした大まかな期日とさせていただいております。

まず、令和5年8月に、東京都で感染症対策連携協議会というものがキックオフという形で始まりました。その予防計画協議部会というものが、8月から11月にかけて合計5回ほど開催する予定でございます。その協議の内容を踏まえて、11月に東京都の改定の計画素案が示される予定でございます。その間、東京都と保健所長も入っております連携協議会の議論等を踏まえまして、区におきましても、関係機関と協議を重ね、12月に計画（素案）を作成したいというふうに考えてございます。その後、令和6年の1月にパブリックコメントを実施した上で、また、再度関係機関と協議の上、令和6年3月に計画策定を予定しているところでございます。

以上、スケジュール等をご説明させていただきました。

報告は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 ちょっと、もうこの時間なんで、簡単にいきます。

策定項目のうち、区としてはね、医療体制等の確保に係る目標というのが重点だと言いましたけれども、そこの（7）にある保健所の体制確保、やっぱりコロナのときはね、保健所の皆さんは本当に大変な状況で、人もね、増員しなきゃいけないような状況になりましたけれども、やっぱり、備えるためには日常、ふだんから体制を整えておくということが必要なんですけれども、ここについての考え方はどうかということと、いま一つ、その年度内に策定と言われますけれども、この計画を策定するのは区が行うのか、それとも、協議会みたいなのをつくって策定するのか、そこについてお答えください。

○大谷地域保健課長 失礼いたしました。

先ほど主な策定項目で区が特に定めなきゃいけない事項というところでご説明しましたが、当然、（7）の保健所の体制確保については区が、区の地域の実情に応じた体制を確保するための内容の記載はしていくというところでございますので、ご説明が漏れてございました。

もう一点のご質問でございます。計画はどこが策定するのかというところでございますが、まず、東京都において予防計画が改定をされます。その改定内容の協議には、東京都の配下においても感染症対策は講じますので、保健所長がその協議には入ってまいります。それは東京都主体で策定してまいります。

その協議内容を踏まえて、区が策定するものについては区側で策定するものとなっております。現行、区の内部の関係機関と、あとは医師会等々とは協議しなければいけないので、段階に応じて関係機関と協議をするという表記をさせていただいております。

○牛尾委員 分かりました。そうですね、保健所の体制確保については、やっぱり人員をどうしていくかと、増やしていくかどうかも含めて検討していただきたいというのと、あと、やっぱり策定するに当たっては、やはり専門家の声もしっかり取り入れていく、医師



会と話し合いをされると言われていましたけれども、専門家の意見もしっかり取り入れて計画を立てていくということで、そのことについてお願いしたいと思います。

○大谷地域保健課長 保健所の体制の確保につきましては、国や都レベルでも応援体制等を講じるというふうに伺っております。その体制の確保の仕方をどう活用しながら、区内の体制、区の体制をどう確保していくかというのは協議していくつもりでございます。

また、この策定に当たって、専門医について参画させないのかというところでございます。もちろん、医師会には感染症とか公衆衛生の対策の理事の方もいらっしゃると思いますので、どういった方と協議すべきかというところは、医師会とも相談させていただければと存じます。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○白川委員 関連いたしまして、策定項目の中で、パブリシティーですね、未知なるウイルスが広がるといった場合に、その情報提供について、どこかに含まれて今後話し合いがあるということはありませんでしょうか。

○大谷地域保健課長 今回、予防計画のこの策定の目的は、健康危機発生時を踏まえた体制整備を推進するというところで、具体的なその区民への情報提供体制とかというところをどこまでお示しするかというのは、まだ内容が詳細を示されていないので分かりません。ただ、そういった意味で、その正確な情報をいかにして伝えていくかということは大事なことだと考えてございますので、計画に、内容に含まれないまでも、適時適切に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

○白川委員 はい。

○西岡委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（４）予防計画の策定について、質疑を終了いたします。

以上で、日程１、報告事項を終わり、日程２、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。ございませんね。

それでは、次に、執行機関から何かございますか。

○湯浅子ども支援課長 令和６年度の区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園案内を現在作成しております。今週末に作成して、入園案内のほうを印刷できる状況でございますので、委員の皆様のポストのほうにご投函させていただきたいと思っております。こういった冊子になりますので、よろしく願いいたします。

配布につきましては、１０月５日の木曜日から配布が開始になりますので、事前にお届けになりますが、ご留意いただければと存じます。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関して質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 特にございませんね。はい。

令和 5年 9月28日 文教福祉委員会（未定稿）

それでは、本日は、この程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後0時10分閉会